

附 則

(施行期日)

1 この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年十月二十四日）から施行する。

(改正法附則第二条第一項の規定による届出)

2 改正法附則第二条第一項の規定により都道府県公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

(国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄の傍線を付した部

分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	別表第一	改正後			
	<table border="1"> <tr> <td>「略」</td> <td>古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）</td> <td>第十五条第三項第五号及び第七号</td> </tr> </table>	「略」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第五号及び第七号	
「略」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第五号及び第七号			
	別表第一	改正前			
	<table border="1"> <tr> <td>「同上」</td> <td>古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）</td> <td>第十五条第三項第六号</td> </tr> </table>	「同上」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第六号	
「同上」	古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）	第十五条第三項第六号			

別記様式（附則第2項関係）

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

⑩

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主
許可証番号	
許可年月日	年 月 日
(ふりがな)	
氏名 又は名称	

主たる営業所又は古物市場

営業所・古物市場	形態	1. 営業所あり 2. 営業所なし 3. 古物市場
	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。)
		電話 () - 番

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名	
経由警察署名	
許可証番号	
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地 電話 () - 番
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地 電話 () - 番
営業所・古物市場	<small>(ふりがな)</small> 名称
	所在地 電話 () - 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。

